

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 の 概 要

4 夜間対応型訪問介護	5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6 地域密着型特定施設入居者生活介護																																																												
<p>(1) 夜間対応型訪問介護とは 要介護状態となった場合、その利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間の定期的な巡回または通報により居宅を訪問し、排せつ介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の夜間安心して生活を送ることができるようにするための援助を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">利用者</td> <td>要介護 1～5</td> </tr> </table> <p>(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">訪問介護員等の員数</td> <td style="width: 15%;">オペレーションセンター従業者</td> <td>ア 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務に当たるオペレーター(看護師等)が1人以上確保されること。 イ 利用者の面接その他の業務を行う面接相談員が1人以上確保されること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期巡回サービスを行う訪問介護員等</td> <td>交通事情・訪問頻度等を勘案し、適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>随時訪問サービスを行う訪問介護員等</td> <td>提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td colspan="2">専従常勤 (管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)</td> </tr> </table> <p>② 設備に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">設備・備品等</td> <td>ア 必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。 イ 利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるようオペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に通報を受けられる通信機器等備える。 ウ 利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーションセンターに通報できるケアコール端末を配布する。</td> </tr> </table> <p>※ 利用人数が少なく、訪問介護員等と利用者の密接な関係により利用者からの通報に十分に対応できる場合には、オペレーションセンター従業者を配置しなくても可</p> <p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅介護支援事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 居宅サービス計画等の変更の援助 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 夜間対応型訪問介護計画の作成 コ 同居家族への提供の禁止 サ 身分を証する書類の携行 	利用者	要介護 1～5	訪問介護員等の員数	オペレーションセンター従業者	ア 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務に当たるオペレーター(看護師等)が1人以上確保されること。 イ 利用者の面接その他の業務を行う面接相談員が1人以上確保されること。		定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情・訪問頻度等を勘案し、適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。	管理者	専従常勤 (管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)		設備・備品等	ア 必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。 イ 利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるようオペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に通報を受けられる通信機器等備える。 ウ 利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーションセンターに通報できるケアコール端末を配布する。	<p>(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは 入居定員29人以下で、要介護者が入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">利用者</td> <td>要介護 1～5</td> </tr> </table> <p>(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">医師</td> <td>健康管理・療養上の指導に必要な数(サテライト型本体施設との連携可)</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>常勤で1名以上(サテライト型は常勤換算で1人以上)</td> </tr> <tr> <td>介護職員・看護職員</td> <td>ア 介護・看護職員の総数/常勤換算方法で入所者3人に対し1人以上 イ 看護職員/1人以上で1人以上は常勤(サテライト型は常勤でなくても可) ウ 介護職員のうち1人以上は常勤</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>専従常勤で1人以上(入所者の処遇に支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)</td> </tr> </table> <p>② 設備に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">居室(ユニット型)</td> <td>ア 定員 1人 ※ユニットの入居定員はおおむね10人以下 イ 入所者1人当たりの床面積 10.65㎡以上 ウ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける</td> </tr> <tr> <td>共同生活室(ユニット型)</td> <td>ア いずれかのユニットに属し、入居者が交流し共同で日常生活を営む場所として相応しい形状 イ 床面積 2㎡にユニットの入居定員を乗じた面積以上 ウ 必要な設備・備品を備える</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>要介護者が入浴するのに適したもの</td> </tr> <tr> <td>洗面設備</td> <td>ユニット型は居室または共同生活ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>ア ユニット型は居室または共同生活室ごと イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける</td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>診療所(サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品・医療機器を備えるほか必要に応じて臨床検査設備を設ける)</td> </tr> <tr> <td>廊下幅</td> <td>1.5m以上(中廊下の幅は1.8m以上)</td> </tr> <tr> <td>消火設備等</td> <td>非常災害に際して必要な設備を設ける</td> </tr> </table> <p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入退所 イ 食事 ウ 相談・援助 エ 入所者の入院期間中の取扱い オ 計画担当介護支援専門員の債務 カ 健康管理 キ その他必要な事項 	利用者	要介護 1～5	医師	健康管理・療養上の指導に必要な数(サテライト型本体施設との連携可)	生活相談員	常勤で1名以上(サテライト型は常勤換算で1人以上)	介護職員・看護職員	ア 介護・看護職員の総数/常勤換算方法で入所者3人に対し1人以上 イ 看護職員/1人以上で1人以上は常勤(サテライト型は常勤でなくても可) ウ 介護職員のうち1人以上は常勤	栄養士	1人以上	機能訓練指導員	1人以上	介護支援専門員	専従常勤で1人以上(入所者の処遇に支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)	居室(ユニット型)	ア 定員 1人 ※ユニットの入居定員はおおむね10人以下 イ 入所者1人当たりの床面積 10.65㎡以上 ウ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける	共同生活室(ユニット型)	ア いずれかのユニットに属し、入居者が交流し共同で日常生活を営む場所として相応しい形状 イ 床面積 2㎡にユニットの入居定員を乗じた面積以上 ウ 必要な設備・備品を備える	浴室	要介護者が入浴するのに適したもの	洗面設備	ユニット型は居室または共同生活ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの	便所	ア ユニット型は居室または共同生活室ごと イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける	医務室	診療所(サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品・医療機器を備えるほか必要に応じて臨床検査設備を設ける)	廊下幅	1.5m以上(中廊下の幅は1.8m以上)	消火設備等	非常災害に際して必要な設備を設ける	<p>(1) 地域密着型特定施設入居者生活介護とは 有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の特定施設のうち、入居定員29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の援助を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">利用者</td> <td>要介護 1～5</td> </tr> </table> <p>(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">生活相談員</td> <td>常勤で1名以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員・看護職員</td> <td>ア 合計数 / 常勤換算方法で入所者3人に対し1人以上 イ 看護職員の数 / 常勤換算方法で常勤1人以上(1人以上は常勤) ウ 介護職員の数 / 常に1人以上確保(1人以上は常勤)</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1人以上(他の職務も従事可)</td> </tr> <tr> <td>計画作成担当者</td> <td>介護支援専門員 / 専従常勤で1人以上</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>専従常勤(管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)</td> </tr> </table> <p>② 設備に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">設備・備品等</td> <td>ア 耐火建築物または準耐火建築物 イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける ウ 一時介護室・浴室・便所・食堂・機能訓練室を有する エ 介護居室 ・定員 / 1人 ・プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ ・地下階に設けない ・出入口は避難上有効な空き地、廊下、広間に直接面して設ける</td> </tr> </table> <p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 内容・手続の説明及び契約の締結等 イ 提供の開始等 ウ 法定代理受領サービスの利用者の同意 エ サービスの提供の記録 オ 利用料等の受領 カ 特定施設サービス計画の作成 キ 介護 ク 機能訓練 ケ 健康管理 コ 相談・援助 サ 家族との連携等 	利用者	要介護 1～5	生活相談員	常勤で1名以上	介護職員・看護職員	ア 合計数 / 常勤換算方法で入所者3人に対し1人以上 イ 看護職員の数 / 常勤換算方法で常勤1人以上(1人以上は常勤) ウ 介護職員の数 / 常に1人以上確保(1人以上は常勤)	機能訓練指導員	1人以上(他の職務も従事可)	計画作成担当者	介護支援専門員 / 専従常勤で1人以上	管理者	専従常勤(管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)	設備・備品等	ア 耐火建築物または準耐火建築物 イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける ウ 一時介護室・浴室・便所・食堂・機能訓練室を有する エ 介護居室 ・定員 / 1人 ・プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ ・地下階に設けない ・出入口は避難上有効な空き地、廊下、広間に直接面して設ける
利用者	要介護 1～5																																																													
訪問介護員等の員数	オペレーションセンター従業者	ア 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務に当たるオペレーター(看護師等)が1人以上確保されること。 イ 利用者の面接その他の業務を行う面接相談員が1人以上確保されること。																																																												
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情・訪問頻度等を勘案し、適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上																																																												
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。																																																												
管理者	専従常勤 (管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)																																																													
設備・備品等	ア 必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。 イ 利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるようオペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に通報を受けられる通信機器等備える。 ウ 利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーションセンターに通報できるケアコール端末を配布する。																																																													
利用者	要介護 1～5																																																													
医師	健康管理・療養上の指導に必要な数(サテライト型本体施設との連携可)																																																													
生活相談員	常勤で1名以上(サテライト型は常勤換算で1人以上)																																																													
介護職員・看護職員	ア 介護・看護職員の総数/常勤換算方法で入所者3人に対し1人以上 イ 看護職員/1人以上で1人以上は常勤(サテライト型は常勤でなくても可) ウ 介護職員のうち1人以上は常勤																																																													
栄養士	1人以上																																																													
機能訓練指導員	1人以上																																																													
介護支援専門員	専従常勤で1人以上(入所者の処遇に支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)																																																													
居室(ユニット型)	ア 定員 1人 ※ユニットの入居定員はおおむね10人以下 イ 入所者1人当たりの床面積 10.65㎡以上 ウ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける																																																													
共同生活室(ユニット型)	ア いずれかのユニットに属し、入居者が交流し共同で日常生活を営む場所として相応しい形状 イ 床面積 2㎡にユニットの入居定員を乗じた面積以上 ウ 必要な設備・備品を備える																																																													
浴室	要介護者が入浴するのに適したもの																																																													
洗面設備	ユニット型は居室または共同生活ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの																																																													
便所	ア ユニット型は居室または共同生活室ごと イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける																																																													
医務室	診療所(サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品・医療機器を備えるほか必要に応じて臨床検査設備を設ける)																																																													
廊下幅	1.5m以上(中廊下の幅は1.8m以上)																																																													
消火設備等	非常災害に際して必要な設備を設ける																																																													
利用者	要介護 1～5																																																													
生活相談員	常勤で1名以上																																																													
介護職員・看護職員	ア 合計数 / 常勤換算方法で入所者3人に対し1人以上 イ 看護職員の数 / 常勤換算方法で常勤1人以上(1人以上は常勤) ウ 介護職員の数 / 常に1人以上確保(1人以上は常勤)																																																													
機能訓練指導員	1人以上(他の職務も従事可)																																																													
計画作成担当者	介護支援専門員 / 専従常勤で1人以上																																																													
管理者	専従常勤(管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)																																																													
設備・備品等	ア 耐火建築物または準耐火建築物 イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける ウ 一時介護室・浴室・便所・食堂・機能訓練室を有する エ 介護居室 ・定員 / 1人 ・プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ ・地下階に設けない ・出入口は避難上有効な空き地、廊下、広間に直接面して設ける																																																													